

## 感染性廃棄物管理規程

平成3年10月に改正された廃棄物処理法が平成4年7月から施行されたことにより、感染性廃棄物は特別管理廃棄物として取り扱われることになった。

本規程は、廃棄物処理法に基づいて感染性廃棄物を適正に処理するために必要な、保管、収集・運搬及び処分に関する手順を記述したものである。

### 1. 廃棄物処理に関する一般的事項

#### (1) 廃棄物の処理方法

全ての廃棄物は廃棄物処理法に基づいて適正に処理しなければならない。

医療関係機関等から発生する主な廃棄物

種類	例
燃え殻	焼却残灰
汚泥	血液（凝固したもの）、検査室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入所及び通所者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプの潤滑油、その他の油
廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、その他の酸性の廃酸
廃アルカリ	レントゲン現像液、血液検査廃液、廃血液（凝固していないもの）、その他のアルカリ性の液
廃プラスチック	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
ガラスくず及び陶磁器	アンプル、ガラス製の器具、瓶、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他金属製のもの
ゴムくず	天然ゴムの器具、ディスプレイザブルの手袋等
一般廃棄物	紙くず類、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、これらの一般廃棄物を焼却した燃え殻等

#### (2) 廃棄物の処理体制

医療関係機関等は医療行為等によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

排出 → 保管 → 収集・運搬 → 中間処理 → 最終処分

## 2. 感染性廃棄物の管理

### (1) 感染性廃棄物の管理体制

管理責任者は施設内で生ずる感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、管理体制の充実を図るものとする。

### (2) 感染性廃棄物の管理に関する基本的事項

#### (a) 処理計画

管理責任者等は施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画の策定に努める事とする。

#### (b) 管理規程の作成

#### (c) 処理状況の把握

管理責任者等は感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理に関する記録の作成及び保存を行わなければならない。

## 3. 施設内における感染性廃棄物の処理

### (1) 分類

感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して排出するものとする。

### (2) 施設内における移動

感染性廃棄物の施設内における移動はその途中で内容物が飛散、流出する恐れのない容器で行うものとする。

### (3) 施設内における保管

#### (a) 感染性廃棄物の保管は極力短期間とする。

(b) 感染性廃棄物の保管場所は関係者以外が立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管する。

(c) 感染性廃棄物の保管場所には関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示すると共に、取扱いの注意事項を記載するものとする。

### (4) 梱包

感染性廃棄物の収集又は運搬を行う場合は必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬する事になっている為、収集又は運搬に先立ち、予め次の様な運搬容器に入れて密閉するものとする。

#### (a) 密閉できる容器を使用すること。

#### (b) 収納しやすい容器を使用すること。

#### (c) 損傷しにくい容器を使用すること。

### (5) 容器

感染性廃棄物は専用容器を使用する。

(a) 液状又は泥状のもの、鋭利なもの : 蓋付きポリ容器

(b) 固形状のもの（血液が付着したガーゼ等） : ダンボール

#### 4. 感染性廃棄物の処理の委託

##### (1) 委託契約

感染性廃棄物の処理を自ら行わず他人に委託する場合は、廃棄物処理法に定める委託基準に基づき、事前に委託契約を締結しなければならない。

### 医療廃棄物の処理方法

種類	方法
汚染されたガーゼ、包帯、綿花 血糖測定用チップ 注射器 カテーテル、チューブ類 ウロパック	汚染缶の廃棄物は、ポリ袋の口を縛り、所定の専用医療廃棄物入れ（ダンボール）に保管する。ダンボールが一杯になれば、医療廃棄物ダンボールの蓋をガムテープで密閉後、病院の医療廃棄物保管庫に運ぶ。（管理課に依頼）
注射器 血液の残った注射器 メスなど鋭利なもの	蓋付きポリ容器にその都度入れる。 ポリ容器が一杯になれば、病院の廃棄物保管庫に運ぶ。 （管理課に依頼）
アンプル ガラス製の器具 瓶	蓋付きバケツに入れる。 バケツが一杯になれば管理課に依頼し、病院に運ぶ。